



計画的に  
**年次有給休暇**  
を取得しよう。

●毎月1日以上の年次有給休暇の取得。●連続休暇の取得。



**働き盛りを休もう!**

毎週  曜日は **ノー残業デー**

●所定外労働を削減しよう。



九州・沖縄ブロック仕事と生活の調和推進会議 / 各労働局労働基準部監督課

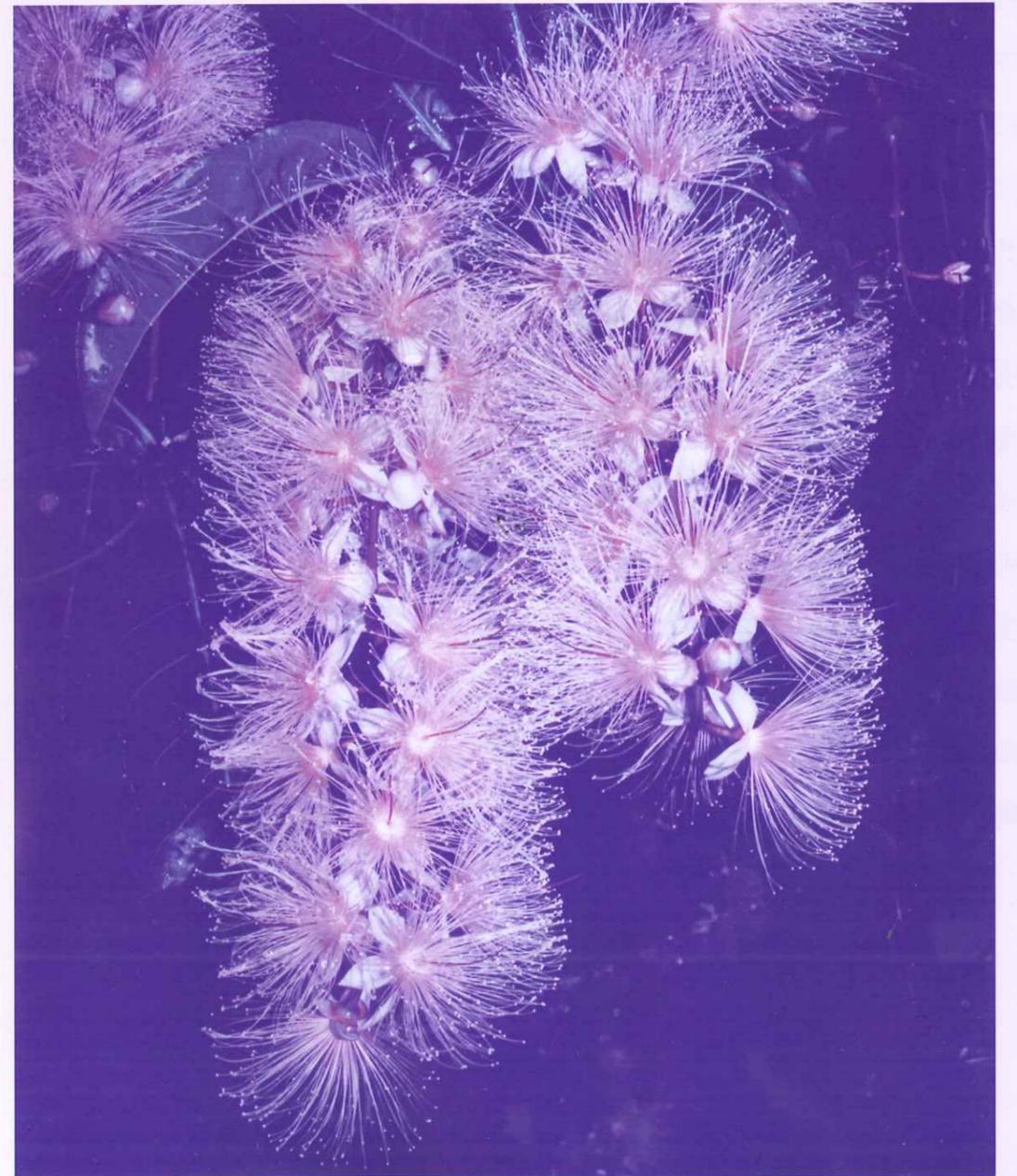
**100** 古紙配合率100%  
白色度70%の再生紙を使用しています。

季刊

# 労働おきなわ

2007 Summer

No.98



沖縄県観光商工部雇用労政課

労働相談窓口

フリーダイヤル  
**0120-610-223**

目次

■ Relay Essay

沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 川満 茂雄…………… 1

■ 平成18年度の労働相談の状況について…………… 2

■ 平成19年度巡回労働相談日程…………… 5

■ 第78回メーデー開催…………… 6

■ 国際労働財団(J I L A F)訪日団の来沖…………… 7

派遣社員の労働条件トラブルについて

■ INFORMATION…………… 8

総合労働相談コーナー等の利用状況について

平成19年度 全国安全週間のお知らせ

職場のセクシュアルハラスメントについて

平成19年度ファミリー・サポート・センター総会・沖縄

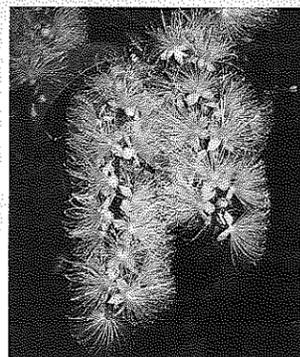
県勤労青少年福祉推進者連絡協議会総会開催される

■ 労働相談…………… 13

■ 労働委員会だより…………… 14

■ 労働日誌…………… 15

■ 労働経済指標…………… 16



表紙の写真は、沖縄県写真技能士会  
会長 板良敷 朝清氏の  
「さわふじ」です。



# 生きがい 働きがいとは 何だっけ？

沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長 川満 茂雄

このテーマに対して、答えが見つからず考えようともせず、仕事をしてきたというのが大方の勤労者ではないでしょうか。私もそのひとりであったが、平成15年10月全国研修会で、国立福島大学助教授の飯田史彦先生の講演を拝聴する機会を得て考えを新たにしました。

今、先進国の4人に1人は「うつ病、だと言われます。わが国でも自殺が多発し年間3万人に及ぶといえます。それに比べ発展途上国の人々は、うつ病になり難いといえます。なりにくい理由として、生き方についての考え方が、神[人智を超えた]のような目に見えない存在を信じており、すべての出来事には意味があるという考えに根ざしているというのです。

しかし、先進国の人々は、科学的に証明できないものは信じず、特に日本人はその発想に懐疑的で心の真ん中にポッカリと穴が空いたままで生きているといえます。

飯田先生は、宗教等とは一切関係なく、国内の精神科医、アメリカを中心とした120名余の精神科、心療内科の先生方との共同研究によりその成果の報告を数冊の著書で紹介しています。その著書のキーワードは、1. すべてのことには意味がある。2. 人間は輪廻転生する。3. 人間は自分で親を決めて生まれている。4. 人間は自分の使命や目的を持って生まれている、と。初めてこの言葉に接した方は、驚きでもあり、疑問の向きもあろうかと思えます。しかし、今や世界の趨勢は、人間の生死を考えることが立派な学問としてカリキュラムに組み込まれ、最近になってようやく国立大学の学術誌に発表されるなど、心の問題が意味のある領域として共有できつつあることは注目に値します。

その仕組みとは、「人間は何故生きているのか」ということに関係しています。人間には意識できる顕在意識と自分でも気付かない潜在意識があり、自分の知ら

ない部分、潜在意識の中に人生を読み解くにあたっての非常に重要な部分が隠されていることがわかってきたのです。その隠れた情報を導き出す方法は、人を深い催眠(退行)状態にして質問を投げかけ、潜在意識の情報を聞き出し、過去の記憶をさかのぼって回答させるというものです。驚くことに、どの医者が試しても共通の情報が得られることに、科学的な研究としてみなされているのです。「生まれる前、自分が人間としての体を持つ前に、自分という存在を自覚していた」という記憶等もです。トロント大学のイアン・カーリー先生が行った4千人以上のカナダ人被験者から得た結論として「人は、送るべき人生を自分で選んでいる」と。また、アメリカのヘレン・ウオンバック先生も、千人以上の実験により「人は課題を持って自分の意志で生まれており、親を選んだ理由まで述べている」と証言しています。

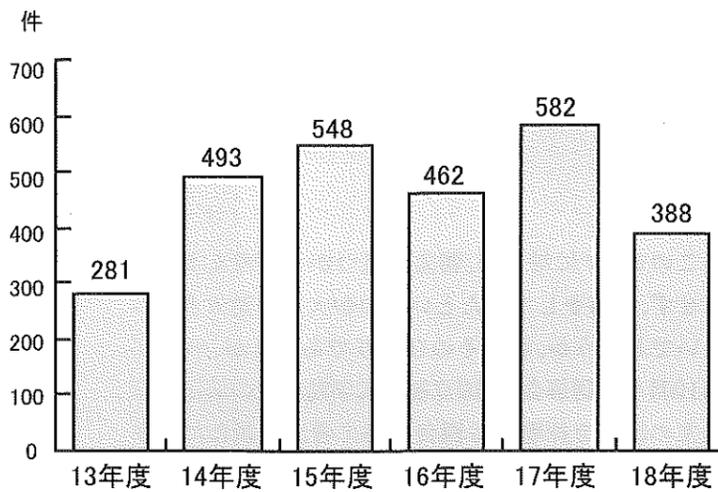
実は、私、平成19年4月に俳優であり画家の榎木孝明さんの講演を聞く機会がありました。氏は話の後半に「輪廻転生はあり、子供は親を選べるんです。夫婦も何回も結婚している例もありますよ。」というお話でした。それは、これまで飯田先生が数々の著書の中で述べていることとも一致しており、新しいパラダイム「世界観、人間観」がここまで浸透しているのかと感無量の思いでした。

信ずる者は救われると言います。私たちは、毎日、今、仲間たちと机を並べて仕事をしているのも意味があり、たまたま人生を生きているのではなく、理由があつて生きていると考えると日々の生活も素晴らしいものになりませんか。どんな困難と思える道程であってもそれを乗り越えて、自分の人生はこれで順調であつて自分の全てを肯定し認め、生きがい、働きがいのある人生に挑戦してみませんか。

# 平成18年度の労働相談の状況について

## 1 労働相談件数

平成18年度、県雇用労政課で取り扱った労働相談件数は388件で、前年度より194件(33.3%)減少しました(図1参照)。相談内容で最も多かったものは、「労働条件に関すること」で、その中でも「賃金」に関する相談が多くありました。



## 2 内容別労働相談件数

労働相談を内容別にみると、「労働条件に関すること」が最も多く231件(全体の59.5%)、以下「勤労者福祉に関すること」が53件(同13.7%)、「雇用に関すること」19件(同4.9%)、「男女雇用機会均等法に関すること」は15件(同3.9%)、「労働組合及び労使関係に関すること」が10件(同2.6%)の順となっています。(図2参照)

特に、「男女雇用機会均等法に関すること」については、昨年度よりもその割合が増加しています。

また、内容別労働相談で最も多かった「労働条件に関すること」について、内容を項目別にみると、『賃金』80件(全体の34.6%)が最も多く、以下『解雇、退職勧奨』48件(同20.8%)、『労働時間、休日・休暇』45件(同19.5%)、『就業規則』が34件(同14.7%)の順となっており、前年度に比べ『賃金』と『解雇』に占める割合が増加しています。(図3参照)

図2 内容別労働相談件数及び割合

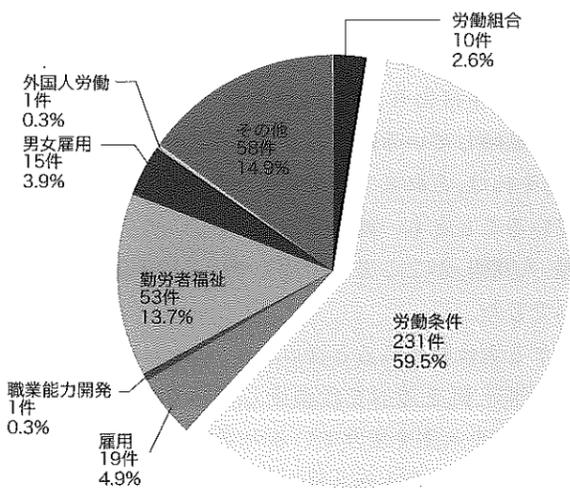
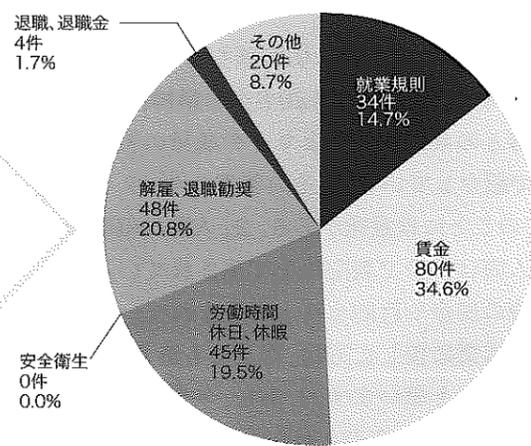


図3 「労働条件に関すること」に係る項目別相談件数及び割合

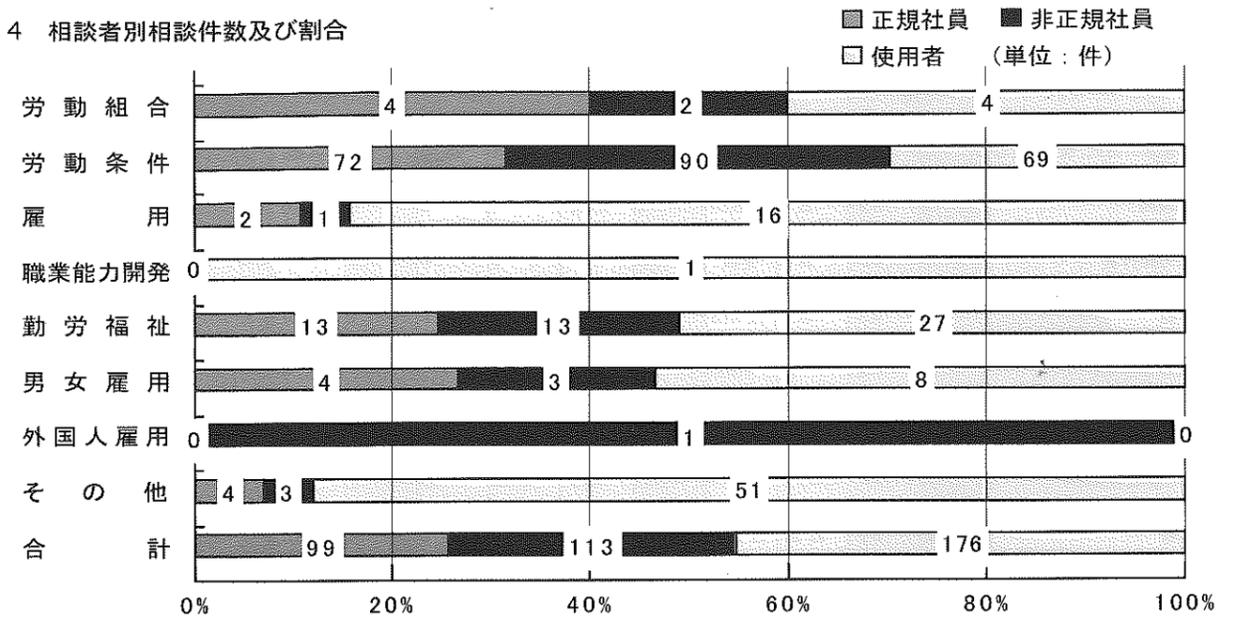


## 3 相談者別労働相談件数

相談者別の労働相談件数は、労働者からの相談が212件(全体の54.6%)で、使用者からの相談が176件(同45.4%)となっています。(図4参照)

労働者からの相談を正規社員と非正規社員の別でみると、正規社員よりも非正規社員からの労働相談が多くなっています。

図4 相談者別相談件数及び割合



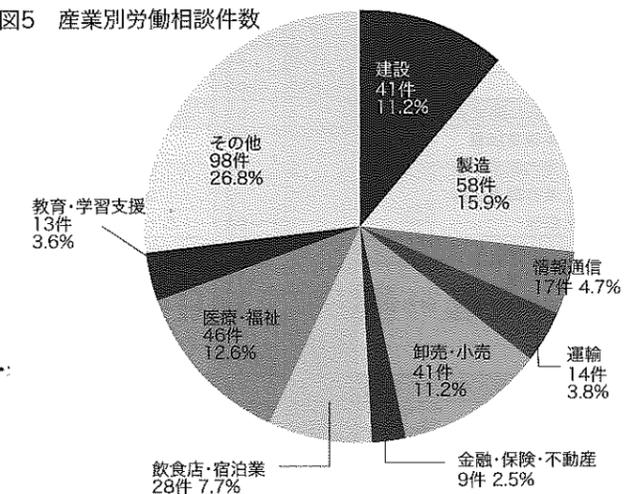
## 4 産業別労働相談件数

産業別の労働相談件数は、「製造」が58件(全体の15.9%)で最も多く、以下「医療、福祉」46件(同12.6%)、「建設」と「卸売・小売業」がそれぞれ41件(同11.2%)、「飲食店、宿泊業」28件(同7.7%)となっています。

なお、「その他」が全体の約3割近くを占めていますが、これは、サービス業や農林水産業、公務等が「その他」に分類されているためです。(図5参照)

特に、「情報通信業」からの労働相談件数が、前年度より増加しました。

図5 産業別労働相談件数



## 5 過去の内容別労働相談件数の推移

相談内容	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
労働組合	51	29	30	30	35	10
労働条件	147	244	270	249	316	231
雇用	13	40	53	35	64	19
職業能力開発	3	1	1	1	2	1
勤労者福祉	15	71	90	71	83	53
男女雇用	1	6	6	10	14	15
派遣労働	5	0	-	-	-	-
パート、アルバイト	24	17	-	-	-	-
外国人労働	0	0	0	0	0	1
その他	22	85	98	66	68	58
合計	281	493	548	462	582	388

※「パート、アルバイト」及び「派遣労働」については、平成15年度より調査項目から除いております。

表1 平成18年4月～平成19年3月の内容別・相談者別労働相談件数

相談内容	18年度										17年度					
	合計		前年同期				労働者				使用者		合計		労働者	使用者
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	件数	全体に占める割合(%)				
労働組合及び労使関係に関する事	10	2.6	△ 25	△ 71.4	6	60.0	4	2	4	40.0	35	6.0	22	13		
労働組合の結成、組織、活動	5	1.3	△ 7	△ 58.3	5	100.0	3	2	0	0.0	12	2.1	10	2		
労使協議制	0	0.0	△ 1	皆減	0	-	0	0	0	-	1	0.2	0	1		
労働協約	1	0.3	△ 4	△ 80.0	1	100.0	1	0	0	0.0	5	0.9	2	3		
団体交渉	1	0.3	△ 6	△ 85.7	0	0.0	0	0	1	100.0	7	1.2	5	2		
不当労働行為	0	0.0	△ 4	皆減	0	-	0	0	0	-	4	0.7	2	2		
争議行為	2	0.5	2	皆増	0	-	0	0	2	100.0	0	0.0	0	0		
その他	1	0.3	△ 5	△ 83.3	0	0.0	0	0	1	100.0	6	1.0	3	3		
労働条件に関する事	231	59.5	△ 85	△ 26.9	162	70.1	72	90	69	29.9	316	54.3	177	139		
就業規則	34	8.8	17	100.0	11	32.4	4	7	23	67.6	17	2.9	3	14		
賃金	80	20.6	△ 10	△ 11.1	68	85.0	23	45	12	15.0	90	15.5	63	27		
労働時間、休日・休暇	45	11.6	△ 47	△ 51.1	28	62.2	19	9	17	37.8	92	15.8	39	53		
安全衛生	0	0.0	△ 4	皆減	0	-	0	0	0	-	4	0.7	1	3		
解雇、退職勧奨	48	12.4	△ 7	△ 12.7	40	83.3	18	22	8	16.7	55	9.5	41	14		
退職、退職金	4	1.0	△ 7	△ 63.6	4	100.0	3	1	0	0.0	11	1.9	5	6		
その他	20	5.2	△ 27	△ 57.4	11	55.0	5	6	9	45.0	47	8.1	25	22		
雇用に関する事	19	4.9	△ 45	△ 70.3	3	15.8	2	1	16	84.2	64	11.0	11	53		
人材の確保	14	3.6	12	600.0	0	-	0	0	14	100.0	2	0.3	0	2		
定年制、退職管理	1	0.3	△ 1	△ 50.0	1	100.0	0	1	0	0.0	2	0.3	1	1		
配置転換	2	0.5	△ 4	△ 66.7	1	50.0	1	0	1	50.0	6	1.0	5	1		
高齢者の雇用	1	0.3	△ 22	△ 95.7	0	0.0	0	0	1	100.0	23	4.0	0	23		
障害者の雇用	0	0.0	△ 2	皆減	0	-	0	0	0	-	2	0.3	1	1		
その他	1	0.3	△ 28	△ 96.6	1	100.0	1	0	0	0.0	29	5.0	4	25		
職業能力開発に関する事	1	0.3	△ 1	△ 50.0	0	0.0	0	0	1	100.0	2	0.3	2	0		
公共職業訓練	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0		
企業内職業訓練	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0		
企業外職業訓練	0	0.0	0	-	0	-	0	0	0	-	0	0.0	0	0		
その他	1	0.3	△ 1	△ 50.0	0	-	0	0	1	-	2	0.3	2	0		
勤労者福祉に関する事	53	13.7	△ 30	△ 36.1	26	49.1	13	13	27	50.9	83	14.3	31	52		
労働保険	51	13.1	△ 26	△ 33.8	24	47.1	11	13	27	52.9	77	13.2	28	49		
退職金共済制度、財形制度	1	0.3	1	皆増	1	100.0	1	0	0	-	0	0.0	0	0		
福利厚生	0	0.0	△ 4	皆減	0	-	0	0	0	-	4	0.7	2	2		
その他	1	0.3	△ 1	△ 50.0	1	100.0	1	0	0	0.0	2	0.3	1	1		
男女雇用機会均等法に関する事	15	3.9	1	7.1	7	46.7	4	3	8	53.3	14	2.4	1	13		
均等待遇	3	0.8	3	皆増	3	100.0	2	1	0	-	0	0.0	0	0		
セクシャルハラスメント	2	0.5	2	皆増	2	100.0	0	2	0	0.0	0	0.0	0	0		
育児休業・介護休業	9	2.3	0	0.0	1	11.1	1	0	8	88.9	9	1.5	1	8		
その他	1	0.3	△ 4	△ 80.0	1	100.0	1	0	0	0.0	5	0.9	0	5		
外国人労働問題	1	0.3	1	皆増	1	100.0	0	1	0	-	0	0.0	0	0		
その他の問題に関する事	58	14.9	△ 10	△ 14.7	7	12.1	4	3	51	87.9	68	11.7	15	53		
職場の人間関係	4	1.0	0	0.0	4	100.0	2	2	0	0.0	4	0.7	4	0		
苦情処理	1	0.3	1	皆増	1	100.0	1	0	0	-	0	0.0	0	0		
その他	53	13.7	△ 11	△ 17.2	2	3.8	1	1	51	96.2	64	11.0	11	53		
合計	388	100.0	△ 194	△ 33.3	212	54.6	99	113	176	45.4	582	100.0	259	323		

表2 平成18年4月～平成19年3月の産業別労働相談件数

産業分類(大分類)	18年度										17年度					
	合計		前年同期				労働者				使用者		合計		労働者	使用者
	件数	全体に占める割合(%)	増減数	伸び率	件数	相談者割合(%)	正社員	非正社員	件数	相談者割合(%)	件数	全体に占める割合(%)				
E. 建設	41	11.2	△ 8	△ 16.3	21	51.2	10	11	20	48.8	49	8.6	17	32		
F. 製造	58	15.9	7	13.7	24	41.4	9	15	34	58.6	51	9.0	11	40		
H. 情報通信業	17	4.7	11	183.3	8	47.1	3	5	9	52.9	6	1.1	5	1		
I. 運輸業	14	3.8	△ 25	△ 64.1	12	85.7	9	3	2	14.3	39	6.9	27	12		
J. 卸売・小売業	41	11.2	△ 33	△ 44.6	30	73.2	11	19	11	26.8	74	13.1	21	53		
K. L. 金融・保険業、不動産業	9	2.5	△ 7	△ 43.8	5	55.6	2	3	4	44.4	16	2.8	4	12		
M. 飲食店、宿泊業	28	7.7	△ 1	△ 3.4	22	78.6	7	15	6	21.4	29	5.1	15	14		
N. 医療、福祉	46	12.6	△ 30	△ 39.5	28	60.9	21	7	18	39.1	76	13.4	28	48		
O. 教育、学習支援業	13	3.6	△ 12	△ 48.0	5	38.5	0	5	8	61.5	25	4.4	8	17		
その他	98	26.8	△ 104	△ 51.5	57	58.2	27	30	41	41.8	202	35.6	123	79		
合計	365	100.0	△ 202	△ 35.6	212	58.1	99	113	153	41.9	567	100.0	259	308		

※産業分類での相談が内容分類の2つ以上に該当する場合、該当する相談内容欄にそれぞれ1件と計上するため、内容別と産業別の合計は一致しない。

# 沖縄県労政・女性就業センター 巡回労働相談

沖縄県では、厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化(パート労働者、派遣労働者の増加など)により、個別化、複雑化している労働相談に対応するため、県内4地区(北部、中部、宮古、八重山)において巡回労働相談を実施します。

お気軽にお近くの会場へ  
お越しください!

相談は  
**無料**です!

秘密も厳守  
します。

## ■相談員及び相談内容

相談員:沖縄県労政・女性就業センター職員、社会保険労務士、沖縄県中小企業労働相談員  
相談内容:賃金不払い、不当解雇、最低賃金法違反、パート労働問題など、労働に関する相談

## ■巡回労働相談日程

	地域	実施日時	会場
第1回	北部	7月25日(水) ▶10:00~16:00	名護中央公民館 2F 第1、2研修室
第2回	中部	8月15日(水) ▶10:00~16:00	ジャスコ具志川店 2F コミュニティールーム
第3回	中部	9月12日(水) ▶10:00~16:00	宜野湾市役所 2F 大ホール
第4回	宮古	10月2日(火) ▶13:00~16:30	宮古島市役所 3F
第5回	八重山	10月3日(水) ▶13:00~16:30	八重山支庁 1F 会議室

お問い合わせ

沖縄県労政・女性就業センター

〒900-0036 那覇市西3丁目11番1号(沖縄県三重城合同庁舎5階)

TEL ☎0120-610-223(フリーダイヤル)

TEL(098)863-1788 FAX(098)863-1787

# 第78回メーデー開催

働く者の祭典「第78回メーデー」が、平成19年4月27日(金)から5月1日(火)にかけて、県下7会場で約2,520名(主催者発表)が参加して開催されました。

連合沖縄のメーデーは、5月1日の中央集会(那覇)を含め5会場で行われました。中央集会では、約1,000人(主催者発表)が参加し、連合沖縄全体では、1,970人の参加となりました。中央集会では、格差社会の是正、組織、未組織、正規、非正規社員の区別なく全ての勤労者の労働条件の改善の実現、7月参議院議員選挙での勝利、5・13嘉手納包囲行動の成功等を訴える内容の挨拶が行われました。

また、メーデー宣言では、格差社会の是正をはじめ、働く者のためのワークルールの実現、東アジアの非核化など恒久平和の実現等を盛り込んだ内容の宣言が採択されました。集会後は、国際通りでデモ行進も行われました。

北部大会では、名護市辺野古への新基地建設反対などの発言が目立ち、また「基地機能の強化反対! 辺野古への新基地建設反対! 嘉手納基地包囲行動を成功させる決議」が採択されました。

久米島大会は、4月27日に開催され、地域の人々も参加するなど、お祭りムードの中で大会が進められました。

宮古大会では、サブスローガンに「宮古空港と下地島空港の軍事利用反対!」が盛り入れ、八重山大会では、石垣市長から教科書検定問題や憲法改悪を危惧すると訴えもありました。



(連合沖縄)

沖縄県労連では、メーデー沖縄県集会を5月1日に那覇市内で開催し、雨の中、350名(主催者発表)の参加で集会とアトラクションが行われました。

集会では、格差是正と貧困の解消、憲法改正・改憲手続法反対、教育関連三法反対、医師・看護師不足の解消、

米軍新基地建設反対及び5・13嘉手納包囲行動の成功等を訴える内容の挨拶が行われました。

メーデー宣言では、格差社会の是正、憲法改悪反対、働くルールの確立、大増税反対、高校教科書検定問題などを内容とする宣言が採択されました。

さらに、「医師・看護師不足を解消し国民の命と健康を守ることを求める決議」及び「改憲手続法を廃案とし、憲法と平和を守ることを求める決議」が採択されました。集会後は、会場から国際通り等のルートでデモ行進も行われました。



(沖縄県労連)

全港湾では、第15回港湾メーデーを5月1日に那覇市内で開催し、悪天候の中、約200名(主催者発表)の参加者のもと、式典と民謡等のアトラクションが行われました。

式典では、政府の弱者切り捨て、大増税路線と対決し、自らの生活と権利を守る闘いの展開、賃上げや労働条件の改善、恒久平和の実現等を訴える内容の挨拶が行われました。また、メーデー宣言では、港湾の規制緩和による料金ダンピング反対及び新規参入反対等を盛り込んだ宣言が採択されました。



## 国際労働財団(JILAF)訪日団による県庁訪問!

5月31日、国際労働財団による海外若手労組リーダー招へい事業の地方プログラムの一環として、アジア5カ国から8名の若手労組リーダーが来県し、県庁を訪問しました。

県庁では、沖縄の歴史・文化等を紹介するビデオを視聴したり、県内の雇用情勢について説明を受けました。説明後は、彼らから沖縄県の雇用や観光等に関する質問が多く出るなど、活発な意見交換が行われました。

一行は、沖縄に2日間滞在し、連合沖縄の支援の下、県内の歴史・文化、産業等の視察や県内の労働組合との交流など、有意義な沖縄プログラムを過ごしました。



## 派遣社員 労働条件トラブルが発生しています。書面による労働条件や就業条件の明示を!!

- ◎雇入れの際、派遣労働者として雇用されることを派遣元事業主から明示されましたか?  
派遣元事業主は、労働者を派遣労働者として雇い入れる際には、あらかじめその旨(紹介予定派遣である場合には、その旨を含みます。)を明示することとなっています(法第32条第1項)。
- ◎雇入れの際、労働条件の明示がありましたか?  
派遣元事業主に雇用される際には、労働基準法第15条により、賃金、労働時間その他の労働条件が文書で明示されることとなっています。また、実際に派遣先で派遣就業するときは、この労働条件の範囲内となります。厚生労働省では労働条件の通知に際しては、モデル労働条件通知書を使用するよう派遣元事業主に対し周知徹底しています。
- ◎派遣就業の前に書面で就業条件が明示されましたか?  
労働条件通知書の内容を超えた就業条件ではありませんか?  
派遣就労にあたっては、「就業条件明示書」を交付することが労働者派遣法第34条に定められています。厚生労働省では、モデル従業条件通知書を使用するよう派遣元事業主に対し周知徹底しています。

# 総合労働相談コーナー等の利用状況について

昨今の厳しい経済・雇用情勢等を反映し、平成18年度(4月～3月)に沖縄労働局管内の総合労働相談コーナー等に寄せられた個別労働紛争相談(個々の労働者と事業主との間のトラブルのうち労働基準法など労働関係法令の違反を伴わないもの)は、対前年同期比14.2%増加!

- 1. 総合労働相談件数 : 7,419件
- 2. 個別労働紛争相談(民事労働紛争) : 2,111件(対前年比14.2%増)
- ▶ 労働局長の助言指導 : 136件(対前年比94.3%増)
- ▶ 紛争調整委員会によるあっせん : 87件(対前年比38.1%増)

※参考

## 総合労働相談コーナーについて

個別労働関係紛争が発生する原因の中には、単に法令や判例を知らないもの、誤解に基づくものが多くみられます。そのため、労働問題について関連情報を入手したり相談をすることにより、紛争に発展することを未然に防止、または早期に解決することができます。

このため、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づいて、沖縄労働局管内4箇所に「総合労働相談コーナー」を設置して総合労働相談員を配置しています。

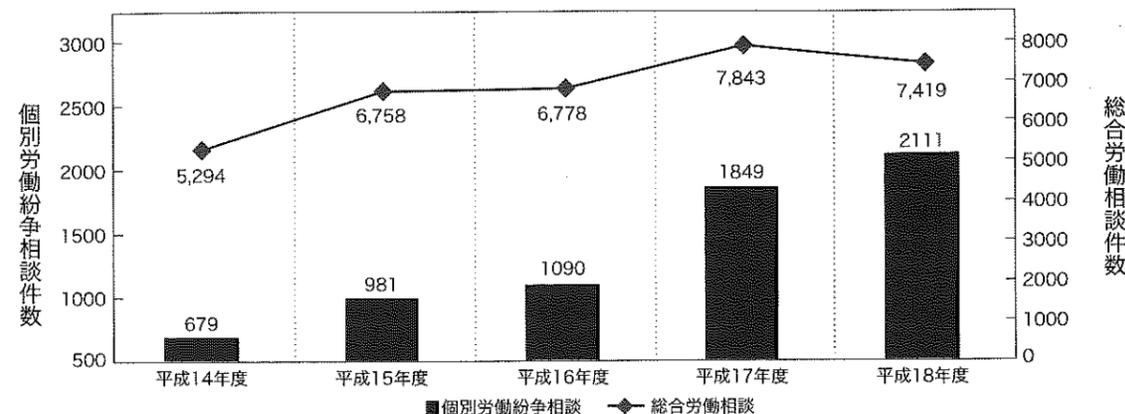
総合労働相談コーナーでは、労働条件、募集・採用、男女均等取扱い、セクシュアルハラスメント、いじめなど、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からのご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしています。

【県内総合労働相談コーナー】 局:868-6060、那覇:868-8008、沖縄:982-1400、名護:0980-52-2691

## I. 相談受付状況

総合労働相談コーナー等に寄せられた平成18年度の労働相談は、7,419件(対前年比424件減、5.4%減)で、このうち、労働関係法上の違反を伴わない、解雇、労働条件の引き下げ等のいわゆる民事上の「個別労働紛争」に関する相談は、2,111件(対前年比262件増、14.2%増)であった。

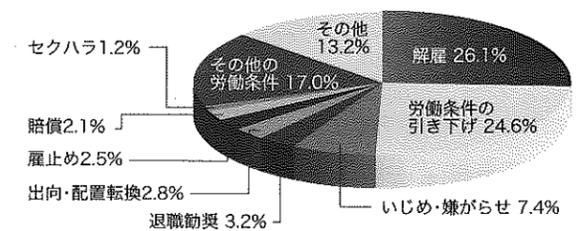
■第1図 相談件数の推移



## II. 民事上の「個別労働紛争」に係る相談の内容

相談の主な内容は2,145件(相談内容の重複を含む)であり、厳しい経済・雇用情勢を反映して、①「解雇」が559件(26.1%)、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が527件(24.6%)、③「いじめ・嫌がらせ」が159件(7.4%)であった。

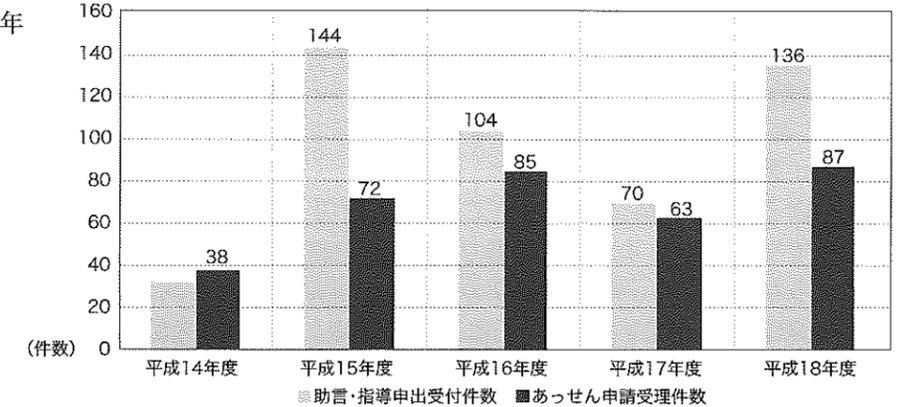
■第2図 個別労働紛争相談の内訳



## III. 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせんの状況

「助言・指導」の申出受付件数は、136件(対前年比66件増、94.3%増)、「あっせん」の申請受理件数は、87件(対前年比24件増、38.1%増)であった。

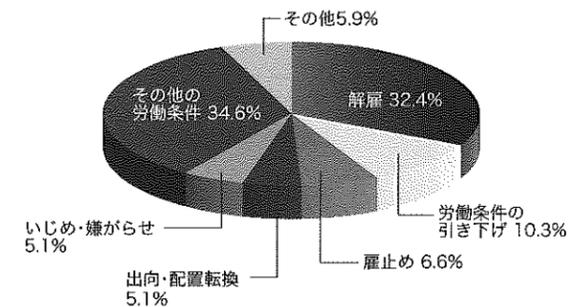
■第3図 助言・指導申出件数及びあっせん申請受理件数の推移



### 1. 労働局長による助言・指導の状況

「助言・指導」の申出の主な内容は、①「解雇」が、44件(32.4%)、②賃金等の「労働条件の引き下げ」が14件(10.3%)、③「雇止め」が9件(6.6%)であった。

■第4図 助言・指導申出内容の内訳(平成18年度)

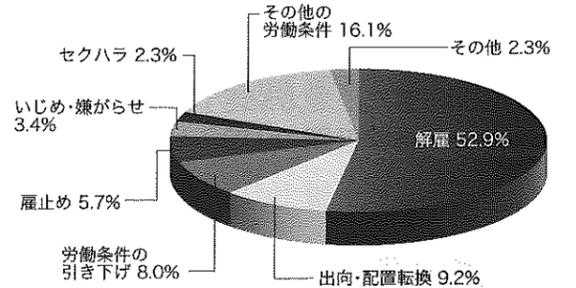


「助言・指導」に係る手続きを終了した件数は、137件(前年度受理を含む)で、そのうち助言・指導を実施した件数は133件(解決78件:解決率58.6%)であった。処理に要した期間は、1ヶ月以内が136件(99.3%)となっており、迅速な処理が行われた。また、申出の内、申出人は労働者が133人(97.8%)、労働組合のない事業場は115(84.6%)であった。

### 2. 紛争調整委員会によるあっせんの状況

あっせんの申請の主な内容は、①解雇が46件(52.9%)、②出向・配置転換が8件(9.2%)、③賃金等の「労働条件の引き下げ」が7件(8.0%)であった。

■第5図 あっせん申請内容の内訳(平成18年度)



あっせんの手続きを終了した件数は、90件(前年度受理を含む)で、このうち合意が成立したものは32件(35.6%)、あっせんを打ち切ったものは49件(54.4%)であった。

処理に要した期間は、1ヶ月以内が84件(93.3%)、1ヶ月を超え2ヶ月以内が6件(6.7%)となっている。

また、申請の内、申請人は全て労働者、労働組合のない事業場は83件(95.4%)であった。

※あっせんとは、紛争当事者の間に第三者(紛争調整委員会の委員)が入り、双方の主張の要点を確かめ、双方に働きかけ、場合によっては両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図ります。

平成19年度 全国安全週間

# 組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年度で80回目を迎えます。

さて、全国の労働災害による被災者数は長期的には減少傾向にあり、平成17年の死亡者数は過去最小を記録しています。

しかし、労災保険新規受給者数が年間約55万人に上るとともに、一時に3人以上が死傷する重大災害の発生件数は増加傾向がみられるなど、予断を許さない状況にあります。

また、県内の平成18年の労働災害は、休業4日以上被災者数が804人(前年比2.8%減)となったものの、死亡者数が14人(前年比7人増)に上り、死亡災害が過去10年間で最悪の数字を示すなど、労働災害の重篤化が懸念されます。

このような中、各事業場において、労働災害の一層の減少と重篤災害の防止を図るためには、組織が一丸となってリスクアセスメントに取り組み、その結果に基づいてリスクを低減させることが必要であります。このような観点から、平成19年度の全国安全週間が展開されます。

この全国安全週間を契機に、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識を深め、安全活動の着実な実施を図っていただきますようお願いします。

## 1. 実施期間

7月1日(日)～7月7日(土)

※6月1日～6月30日を準備期間とする。

## 2. スローガン

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

## 3. 主唱者

厚生労働省

中央労働災害防止協会

## お問合せは、各労働基準監督署へ

那覇労働基準監督署 Tel.098-868-3431

宮古労働基準監督署 Tel.0980-72-2303

沖縄労働基準監督署 Tel.098-982-1263

八重山労働基準監督署 Tel.0980-82-2344

名護労働基準監督署 Tel.0980-52-2691

## リスクアセスメントの実施等の努力義務

リスクアセスメントとは、労働災害の危険性・有害性を特定し、そのリスク(災害が発生する「可能性の度合」と災害が発生した場合の「被害の重さ」の組み合わせ)を見積もることです。

労働安全衛生法第28条の2により、「事業者は、リスクアセスメントの実施及びその実施結果に基づくリスク低減措置に努めるべきこと。」とされています。

# 事業主のみなさん、労働者のみなさん あなたの職場のセクシュアル ハラスメント対策を知っていますか？

平成19年4月1日から改正男女雇用機会均等法の施行により、職場におけるセクシュアルハラスメントについて必要な措置を講ずることが事業主の義務となりました。また、改正均等法では、女性だけでなく、男性に対するセクシュアルハラスメントも対象としています

## 改正男女雇用機会均等法第11条第1項 平成19年4月1日施行

事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

### 具体的な措置としては・・・

1. 事業主の方針の明確化と、労働者に対するその方針の周知・啓発
2. 相談、苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 相談があった場合の事実関係の迅速かつ正確な確認と適正な対処
4. 上記の措置と併せて、相談者や行為者などのプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発

あなたの職場のセクシュアルハラスメント対策や相談窓口を今一度確認してみましょう。

## セクシュアルハラスメントのない職場作りのために

◇労働者一人ひとりがセクシュアルハラスメントについて正しく理解し「起こさない、起こさせない」ために、自らの意識や言動を見直すとともに、セクシュアルハラスメントはなぜ問題なのか、どうして起きるのかなどについても理解する必要があります。

◇同じ職場で働く仲間は対等なパートナーです。個人を尊重しセクシュアルハラスメントのない快適な職場を作っていきましょう。

◇セクシュアルハラスメントやその兆候を見かけたら、やめるよう注意をしたり上司や相談窓口相談することも必要です。

◇職場において気をつけなければいけない言動を例示したチェックシートで、自分の言動をチェックしてみましょう。

チェックシートはこちらから>>><http://www.jiwe.or.jp/jyoho/sexual/> (21世紀職業財団)

## セクシュアルハラスメントについてのご相談は、労働局雇用均等室へ

専門のセクハラ相談員が対応します。無料、秘密厳守。お気軽にご相談ください。

相談日：毎週木曜日 9:00～16:00 (来所相談は要予約)

相談場所：沖縄労働局雇用均等室

〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2合同庁舎

TEL: 098-868-4380

対象者：労働者、事業主等

※平日は、8:30～17:15 雇用均等室の職員が対応します。

## 「沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会2007年度総会開催される」

去る5月10日、沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会の2007年度通常総会が緊サポおきなわセンター(沖縄市諸見里)にて開催されました。

今年は、4月に設立された豊見城市ファミリーサポートセンター、宜野湾市ファミリーサポートセンター、およびその主管課、北谷町ファミリーサポートセンターの受託を予定している沖縄ハンズ・オンNPOの5団体の加盟があり、合わせて28団体でのスタートとなりました。

2006年度事業報告では、全5回行われたアドバイザー情報交換会の成果として、コーディネートの重要性や役割の明確化、ニーズへの的確な取り組み方が分かったなどのメリットが報告されました。また、県との共催事業として「沖縄県ファミリーサポートセンター研修会および交流会」、「全国交流集会参加と先進地視察」についての報告がありました。

2007年度事業計画では、新たにスキルアップ研修を実施し専門家を招いた勉強会を開催すること、沖縄県でファミリーサポートセンター事業が開始されて満5年となる節目を記念した機関誌「おきなわファミ・サポの歩み(仮称)」を発行することが提案・了承されました。

また質疑の中で会員から、収入の方法を多方面から考え、できるだけ補助金に頼らない運営を目指すべきとの意見が出されました



## 「沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会総会が開催される」

沖縄県勤労青少年福祉推進者連絡協議会の19年度総会が5月29日、県庁会議室にて開催されました。

まず平成18年度の事業報告では、勤労青少年を対象とした事業として、「勤労青少年の日記念講演会」(7/21、産業支援センター)、「リーダー研修会」(10/21、拓南商事株式会社)、「ビジネス交流会」(1/18、かりゆしアーバンリゾート・ナハ)、「クラブ・レクリエーション交流会」(3/3、マチナトボウル)の各行事、また福祉推進者を対象とした事業として、「メンタルヘルス講演会」(3/20、ロワジールホテルオキナワ)について事務局より説明がありました。また広報活動として福祉推進者ニュース第24号、第25号の作成・配布が報告されました。



19年度も前年に引き続き各事業を実施すること、具体的な内容については会員にアンケートを取るなどして各事業所の希望を反映させていくという方針が決定されました。

第10期(19年度~20年度)の役員体制は以下の通りです。

会長・下地恵昇(人事教育研究所オアシス7)、副会長・上原智(琉球銀行)、副会長・徳永和則(琉球ジャスコ)、理事・座覇敬(沖縄海邦銀行)、理事・上原雅治(沖縄県労働金庫)、理事・諸喜田浩(沖縄瓦斯)理事・山城俊夫(大同火災海上保険)、監事・伊礼直人(沖縄電力)、監事・水澤孝一(リウボウインダストリー)(敬称略)

## 労働相談

# 産前・産後休業について

### <相談内容>

私は、先日妊娠が判明し、社長に予定日を報告し、産前・産後休業の時期について相談しようとしたところ、「わが社は小企業なので人的な余裕がなく、辞めてもらわないといけない」と言われました。小さな会社では、産前・産後休業を取ることはできないのでしょうか。

### <回答>

出産前後の妊産婦の心身を過重な労働から保護するため、労働基準法及び男女雇用均等法での規制があります。その規制の一つとして、産前・産後休業は妊産婦からの請求があれば、使用者は認めなければならないことになっています。また、産前・産後休業期間中とその後30日間は、当該女性労働者を解雇することはできません(労基法第19条。)それに違反すると6箇月以下の懲役または30万円以下の罰金に処せられる場合があります(労基法第119条第1項)。

社長にそのことを伝え、改めて産前・産後休業について話し合ってください。

### <ポイント>

- 1) 産前・産後休業は、女性労働者が出産予定日を基準に、産前6週間(多胎妊娠は14週間)と産後8週間は休業することができるもので、当該女性労働者が請求すれば使用者はその者を就業させてはならない。(労基法第65条)
- 2) 産前休業は、本人の請求に基づく休業であるが、産後休業のうち最初の6週間は強制休業期間である。
- 3) 「出産」とは、妊娠4ヵ月以上(1ヵ月は28日で計算するので、85日以上)の分娩をいい、生産だけでなく死産も含む。したがって、妊娠中絶や流産等の場合でも、妊娠4ヵ月以上であれば産後休業を請求することができ、最初の6週間は強制休業期間となる。
- 4) 予定日より早く出産した場合は、産前休業は

それだけ短縮され、逆に、予定日より遅れた場合は、その分だけ延長される。後者の場合、出産予定日と出産当日の間の期間は産前休業期間として取り扱われる。産前・産後休業の使用の一方的な短縮は許されない。なお、出産日当日は産前に含まれる。

- 5) 当該女性労働者が休業の請求をしたにもかかわらず、使用者が就業させると労基法65条違反となる。ただし、産後6週間を経過した後は、本人が就業請求した場合に、当該女性労働者について医師が支障がないと認めた業務に就かせてもかまわない。
- 6) 産前・産後休業中の賃金については、法律に規定はなく、就業規則、労働協約等で決定される。また、平均賃金を算定する際には、産前・産後休業中の日数とその期間中の賃金は、算定期間および賃金総額から控除される。
- 7) 年次有給休暇の出勤率の算定は、産前・産後休業期間は出勤したものとみなす。また、休業期間中およびその後30日間の解雇は禁止されている。(労基法第19条)
- 8) 妊娠中の女性が請求した場合は、他の軽易な業務へ転換しなければならない。(労基法第65条)、妊産婦(妊娠中および産後1年以内の女性)については、有害業務への就業を禁止し(労基法第64条の3)、また、妊産婦が請求した場合は、時間外・休日労働および深夜業をさせてはならない(労基法第66条)となっている。
- 9) 事業主は、妊娠中および出産後の健康管理の措置として、該当する女性労働者が保健指導または健康診査を受けるため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない(男女雇用機会均等法第23条)。
- 10) 妊娠4ヵ月以上の出産には、サラリーマン等の加入する健康保険、健保組合、共済組合並びに自営業者、無職者の加入する国民健康保険からそれぞれ分娩に関する給付があります。なお、妊娠4ヵ月以上で死産したときは分娩の給付に加え、葬祭に関する給付も受けられます。

# ～労働組合の資格審査について～

労働組合は誰からも干渉されず自由に結成することができ、特に行政機関等への届出は必要ありません。しかし、労働委員会の審査が必要な場合があります。

☆次の場合にはその都度、労働委員会による「資格審査」を受ける必要があります。

- 1) 不当労働行為の救済申立てをする場合
- 2) 法人登記の申請を行う場合
- 3) 労働委員会の労働者委員候補者を推薦する場合
- 4) 労働協約の一定地域の労働者へ拡張適用を申し立てる場合
- 5) 労働組合が無料の職業紹介事業を行う場合
- 6) 労働組合が無料の労働者供給事業の許可申請を行う場合

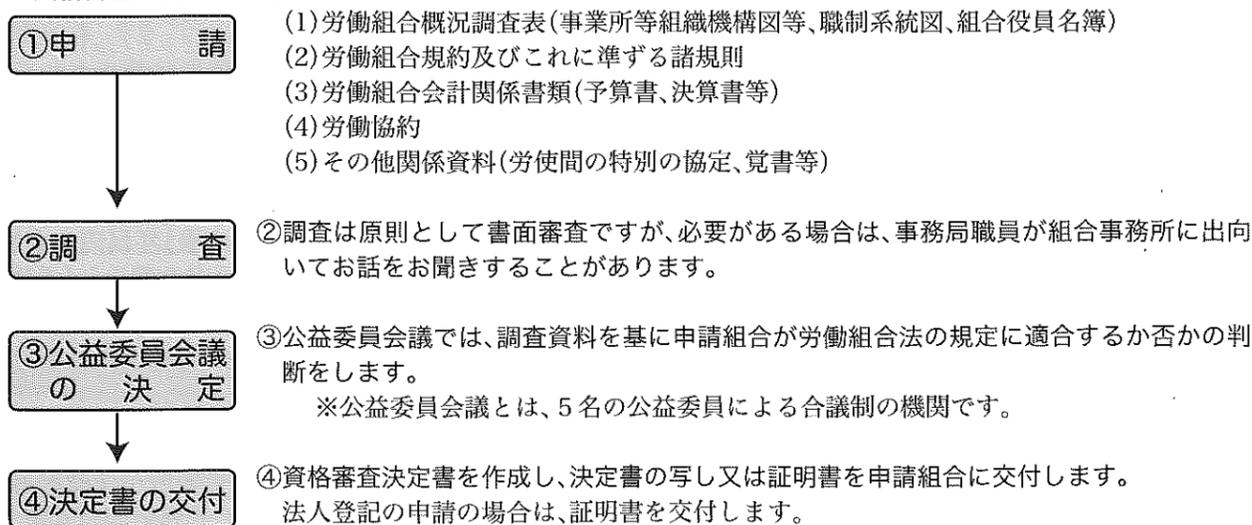
☆資格審査についてのQ&A

**Q** どのような点を審査するのですか。また、審査の流れについて教えてください。

**A** 資格審査は次の2点を基準に行います。

- ①自主性の要件(自主的な組合であるか)  
労働者が主体となり、労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を主目的とし、使用者から労働合の運営のために経費援助を受けていないこと等です。
- ②民主性の要件(民主的に運営がなされているか)  
労働組合の名称、主たる事務所の所在地、組合員間の平等、代表者の選出や同盟罷業の実行決定に組合員間の直接無記名投票による過半数賛成を必要とすること、総会を毎年1回開催すること等です。

～資格審査の流れ～



☆事務局から一言☆

資格審査手続に係る費用は無料です。申請書及び添付書類については、ホームページから入手できますのでご利用下さい。また、ご質問等があれば、お気軽にお寄せください。

お問い合わせ先：沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)

TEL.098-866-2551 FAX.098-866-2554

ホームページ <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

Eメール [aa160008@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa160008@pref.okinawa.lg.jp)

平成18年度 下半期

## 労働日誌

県内労働情勢		沖縄内外情勢	
18年10月	9 沖縄県パート・臨時労組連絡会総会 11 最低賃金審議会 14 沖縄全通50周年式典 17 なくせじん肺全国キャラバン沖縄行動 18 うまんちゅユニオン沖縄第7回定期大会 20 連合沖縄第18回定期大会 26 第31回地方自治研究全国集会(自治労)～28日 28 県労連女性部第10回定期総会 28 全駐労第76回定期大会	2 米パトリオット装備品、嘉手納に搬入 10 北朝鮮が核実験 米、国連に制裁案提示 12 世界のウチナーンチュ大会開幕 絆・世代超え 14 ノーベル平和賞にバングラデシュのユヌス氏(経済学者) 20 新石垣空港 起工 27 沖縄の産業まつり開幕 481社出展 商品・技術PR	
11月	1 06労協協南部ブロック研究集会～2日 4 沖縄同盟20年記念誌発行記念パーティー 5 建交労県本部第8回定期大会 7 連合/07春季生活闘争討論集会～8日 11 年金者組合第18回定期大会 29 仕事と生活の調和を考えるシンポジウム 30 労金理事会	1 県内41市町村 借金5,447億円 4 沖縄県功労者10氏表彰 8 北海道佐呂間町竜巻で9人死亡 33棟全壊 23人重軽傷 20 新知事に仲井眞氏 経済振興訴え圧勝 24 「毎日家族で夕食」25% 健全な食生活失われる	
12月	3 八重山地協15周年記念式典・祝賀会 6 沖縄県医労連第23回定期大会 6 格差是正 全国統一行動 7 改正男女雇用機会均等法説明会 11 労使就職支援機構第1回運営委員会 16 私鉄沖縄第46回定期大会 20 第2回沖縄県自殺対策連絡協議会 20 07年度 第1回最賃全国担当者会議	2 ドーハ・アジア大会 アラブ舞台に熱戦開幕 3 イラク車爆発 120人死傷 20 一律の賃上げ否定 経団連07年春闘指針 25 那覇市議会、路上喫煙防止条例を可決 31 現役に初の「石綿労災」認定 横須賀基地の従業員 31 フセイン元大統領処刑	
19年1月	4 07年連合沖縄旗開き 9 県労連新春宣伝行動&旗びらき 14 日米地位協定の抜本見直しに向けたシンポジウム 23 沖縄県社会保障協議会県内キャラバン～25日 26 第10期「女性リーダー養成講座」～27日 28 「自殺予防」講演会とシンポジウム 29 政治センター第2回代表幹事会	17 フランス出生率2.0に上昇 育児休の厚遇政策が結実 20 八重岳桜まつり始まる ひと足早い春満喫 20 センター試験 全国で55万人受験 22 宮崎県知事にそのまんま東氏当選 26 運転致死傷罪を新設 最高刑7年厳罰化 27 角田参議院副議長が辞任 献金不記載疑惑	
2月	1 連合沖縄安全衛生大会 6 連合九州ブロック第1回幹事会～7日 7 07北方領土返還要求全国大会 10 F22戦闘機の配備に反対する県民集会 13 県労連第34回評議員会 14 07九州ブロック女性会議～15日 21 07春闘開始宣言集会 22 「職場メンタルヘルスの課題」シンポジウム	2 12球団キャンプイン 3 「地産地消味わって花と食」のフェア開幕 11 ポリビア水害/県系2人が水死 19 金大中氏 戦没者を慰霊/摩文仁 20 「民間の経験生かす」安里副知事が就任	
3月	7 那覇・南部地協春闘集会 9 07春季生活闘争・県への要請 13 メーデー実行委員会 14 沖縄地方労働審議会 22 なくせワ-キングプア宣伝アドバルーン掲揚～24日 23 第1回ピースガイド養成講座 24 労働相談110番 30 07春闘中小パート共闘情勢報告交流会 30 07春闘第3次総決起集会	0 米少年が空気銃発砲 女性胸にけが 23 現場混乱 保護者戸惑い/タミフル使用中止 29 新石垣空港 強制収容手続き開始 31 乗員4人全員死亡/陸自急患ヘリ墜落	

# 沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数 千人	完全 失業率 %	一般職業紹介状況				消費者物価指数 H17=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
平成8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	101.4	100.8
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	102.6	102.7
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	103.4	103.3
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
18年4月	32,484	272,167	10,965	97,918	50	7.7	36,539	16,182	0.44	2,714	99.2	100.1
5月	32,557	271,166	11,003	101,620	51	7.8	36,710	15,117	0.41	2,637	99.6	100.4
6月	32,637	269,880	11,052	99,343	54	8.1	35,852	14,910	0.42	2,680	99.9	100.4
7月	32,661	264,859	11,121	101,009	52	8.0	35,050	16,143	0.46	2,630	99.8	100.1
8月	32,666	268,387	11,117	97,905	51	7.8	34,259	16,374	0.48	2,547	100.6	100.8
9月	32,653	268,863	11,134	99,134	51	7.8	33,094	16,220	0.49	2,883	100.7	100.8
10月	32,645	273,181	11,168	97,313	48	7.4	33,234	15,653	0.47	2,663	100.5	100.6
11月	32,601	271,814	11,203	97,963	46	7.1	31,764	14,028	0.44	2,374	99.9	100.1
12月	32,507	273,038	11,358	97,118	46	7.2	29,351	12,600	0.43	1,935	99.7	100.2
19年1月	32,350	273,814	11,384	98,732	47	7.6	30,817	12,405	0.40	2,173	99.6	100.0
2月	32,226	273,280	11,414	96,251	47	7.6	31,807	14,281	0.45	2,402	99.3	99.5
3月	32,191	266,534	11,322	99,295	46	7.5	33,524	15,920	0.47	3,070	99.1	99.8

資料出所 県統計課 沖縄労働局 県統計課

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
18年4月	157.7	156.8	144.4	148.1	13.3	8.7	314,527	237,202	306,310	234,229	8,217	2,973
5月	148.2	153.6	135.8	145.5	12.4	8.1	309,948	233,856	300,781	233,337	9,167	519
6月	159.6	155.9	147.0	148.5	12.6	7.4	581,699	397,052	303,577	233,180	278,122	163,872
7月	155.5	153.8	142.7	145.9	12.8	7.9	456,418	298,692	302,203	234,141	154,215	64,551
8月	151.4	156.5	139.0	148.5	12.4	8.0	311,953	247,319	301,113	235,500	10,840	11,819
9月	153.6	154.6	140.9	147.3	12.7	7.3	307,180	233,702	302,176	232,326	5,004	1,376
10月	155.0	156.2	142.0	148.4	13.0	7.8	309,648	233,981	304,475	233,887	5,173	94
11月	156.1	155.7	142.7	147.1	13.4	8.6	331,181	238,414	303,582	235,490	27,599	2,924
12月	154.7	158.1	141.2	148.6	13.5	9.5	748,529	507,869	304,081	239,354	44,448	268,515
19年1月	144.9	149.3	132.0	140.9	12.9	8.4	306,614	249,835	297,345	249,398	9,269	437
2月	151.1	147.5	137.9	139.4	13.2	8.1	301,447	246,965	297,887	245,739	3,560	1,226
3月	154.5	153.1	140.8	144.4	13.7	8.7	315,592	251,375	299,319	248,416	16,273	2,959

資料出所 県統計課

注)有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値 注)賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上  
注)平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



## 「労働おきなわ」98号(琉球労働から通巻172号)

2007年6月29日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課  
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2  
TEL(098)866-2366  
FAX(098)866-2355  
<http://www.pref.okinawa.jp/rosei/>

発行人/比嘉 徹  
印刷所/新星出版株式会社  
〒900-0001 那覇市港町2-16-1  
(琉球新報開発ビル2F)  
TEL(098)866-0741  
FAX(098)863-4850